

施設ご利用規約【BYUCCA glamping-ビュッカグランピング】

当館では以下の通りのご利用規約を設けておりますので、予めご了承頂きますようお願い申し上げます。

(適用範囲)

第 1 条

当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

宿泊者名

宿泊日及び到着予定時刻

宿泊料金

その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

ただし、宿泊プランによっては、前条の申込後、事前決済を行っていただき当館が入金を確認したときに成立するものとします。なお、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 当館がインターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、

「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を申し上げます。

(施設における感染防止対策への協力の求め) 第 4 条

当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

ただし、本項は、当館が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

満室(員)により客室の余裕がないとき。

宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第2 条第 2 号に

規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力口 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。

以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

宿泊しようとする者が、当館に対しその実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれ

のある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第 5 条の2

宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合

(第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、違約金を申し受けます。

ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条

取消料

すでにご予約いただいたご宿泊をお取消になる場合下記の取消料頂戴いたします。

ご宿泊の14日前	ご宿泊日の7日前	当日	連絡なしの宿泊
50%	100%	100%	100%

備考

チェックイン当日に台風などの自然災害の影響で、当施設にお越しのルートの高速道路の通行止め、公共交通機関の運休により、物理的に当施設にお越し頂けない場合、

また当施設がクローズと判断した場合はキャンセル料を無料とさせていただきます。

※お客様自身のご判断でキャンセルされた場合は、キャンセル料を頂戴致しますのでご了承下さい。

(当館の契約解除権)

第 8 条

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

ただし、本項は、当館が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去

を求める場合は除く。)

宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊にサービスを提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。

寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第 8 条の2

宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第 9 条

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

宿泊客の氏名、住所及び連絡先

日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号

その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 10 条

宿泊客が当館の客室を使用できる時間、原則午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第 11条

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第 12 条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得

る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任) 第 13 条

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条

当館では現金、貴重品、美術品、骨董品、壊れ物、液体物、生ものなどの物品はお預かりいたしません。

宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、紛失、毀損等の損害が生じたとき、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。但し、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合で、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は5万円(税込)を限度としてその損害を賠償します。

お客様が当館内にお持込みになった物品、貴重品並びに現金であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の責に帰すべき事由により滅失、紛失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。但し、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のな

かったものについては、当館に故意又は重過失のある場合を除き、5万円(税込)を限度としてその損害を賠償します。

宿泊客がフロントにお預けになったお荷物の傷、凹みは保証の対象外となります。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当館の了解なく残されていた場合、当館の判断で、処分する、一定期間保管する、警察署に届けるなどの措置を行います。

当館は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に確認し、必要に応じ、所有者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。第1項および第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車 の 責任)

第 17 条

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

当館施設内(指定喫煙場所を除き)は全て禁煙のため、客室内で喫煙が確認できた場合は喫煙による客室クリーニング代及び客室販売売り止めの損害を賠償していただきます。